

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年10月16日提出
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 明美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	あおぞら・日本株式アライメント・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 500億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

あおぞら・日本株式アライメント・ファンド（以下「ファンド」、「当ファンド」または「本ファンド」ということがあります。）
・愛称として「まくあき」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。
継続申込期間：1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。
継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

当初申込期間：2024年11月1日から2024年11月14日までとします。
継続申込期間：2024年11月15日から2026年2月19日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>
あおぞら投信株式会社
ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>
電話番号 050-3199-6343（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

（9）【払込期日】

当初申込期間

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
 - ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
- 継続申込期間
- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
 - ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（12）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外 内 外	不動産投信
		その他資産 ()
資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1回	グローバル		
一般				
大型株	年 2回	日本		
中小型株	年 4回	北米		
債券				
一般	年 6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
公債				
社債				
その他の債券	年 12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをい

う。

(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他の債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ペア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ルクセンブルク籍の外国投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）に投資を行い、実質的に日本の株式等に投資することで信託財産の長期的な成長を目指します。

<指定投資信託証券の一覧>

ルクセンブルク籍外国証券投資法人 オービスSICAVジャパン・ エクイティ・ファンド	主としてわが国の株式に投資します。長期的観点に立った詳細なポートフォリオアッセイに注力し、株価が本源的価値を大きく下回る銘柄への投資を一貫して行うことで、優れた長期リターンの実現を目指します。
親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド	本邦通貨表示の短期公社債等に投資を行い、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの仕組み>

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下、「オービス社」といいます。）および委託会社が運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*上記は有価証券届出書提出日現在予定されている指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

2 お客さまの利益の追求を目指す運用報酬体系

- 本ファンドの信託報酬*のうち、投資対象ファンドの運用の基本報酬は徴収しません。
- 払い戻しメカニズム（リファンダブル方式）のある成功報酬体系を適用します。

*本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用（年率1.21%（税込））と投資対象ファンドの運用管理費用（成功報酬）の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。詳しくは、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

【払い戻しメカニズム（リファンダブル方式）とは】

投資対象ファンドは運用パフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを上回らない限り、運用報酬を徴収しません。

一方、ベンチマークのパフォーマンスを下回った場合は、運用報酬をファンドに払い戻します。

詳細は、後述の「「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系」をご覧ください。

3 わが国の株式に投資する投資対象ファンドの運用は 「オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド」が行います。

- 創業来、本源的価値に対し、割安と考える銘柄への投資によって、お客さまに長期的な超過収益をお届けすることに専心しています。
- 英国領バミューダ（首都ハミルトン）に本社を置くオービス社は、世界各地に拠点を構えており、中でもロンドンが最大規模の拠点です。ロンドンオフィスには、投資リサーチ、ポートフォリオ・マネジメント、トレーディング、ファンド・オペレーション、法務、コンプライアンスなどの機能があり、ロンドンにおける従業員数は同社グループ全体の約40%を占めています。オービス社は、旗艦戦略であるグローバル株式戦略、日本株式戦略を含む単一国戦略、マルチアセット戦略など、多岐にわたる運用戦略を提供しています。投資対象ファンドの運用はロンドンにて行われます。

<グループ概要> 2024年6月30日時点

- ファンダメンタル、長期、コントラリアンな思想
- 10拠点 - 4つの運用拠点
- 63名の運用プロフェッショナル
- 顧客資産残高377億米ドル
- 50ヶ国以上にわたる顧客ベース



出所:オービス社のデータに基づき、委託会社が作成。

*オービス社の常勤役職員のみ。63名の運用プロフェッショナルは、36名の株式アナリスト、8名のマルチアセット・アナリスト、9名のクオンツおよびデータ・インサイト・アナリスト、2名の通貨アナリスト、8名のトレーダーで構成されています。

*アラン・グレイ・プロプライアタリー・リミテッドは1973年に創立し、1974年より顧客資産の運用を開始しました。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

オービス社の運用手法

- 市場で過小評価されている銘柄の発掘と確信ある投資判断
- コントラリアン（他とは異なる銘柄選択＝過小評価された銘柄の発掘）なポジションの構築
- 見解が功を奏するまでに時間を有しても、確信がある限り、忍耐強く待ち続ける投資スタイル

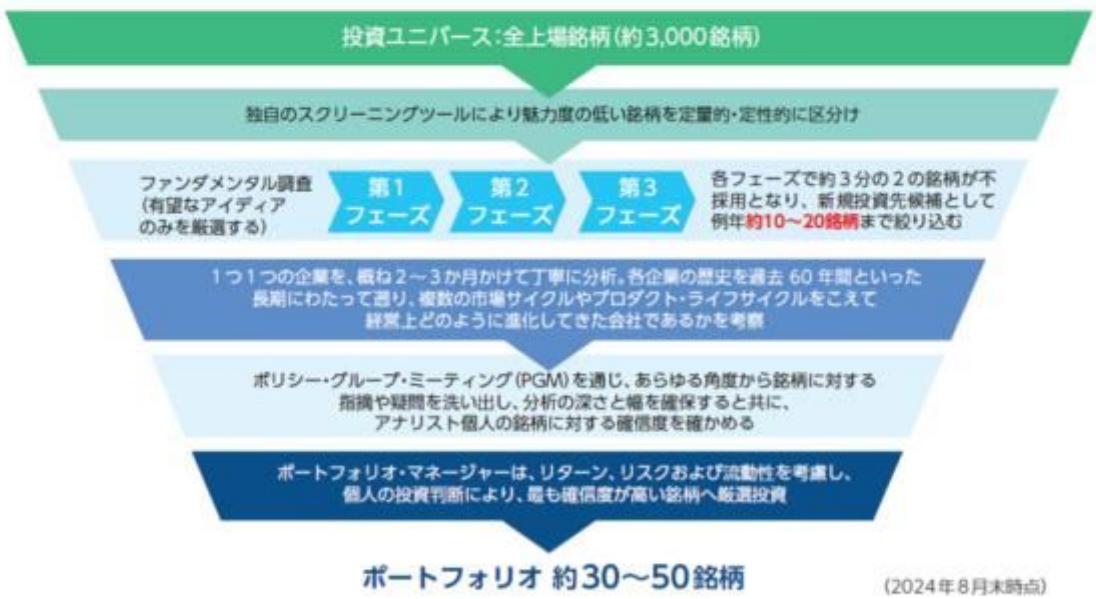
運用プロセス

1. 運用プロセス

- オービス社のファンダメンタル・リサーチでは、対象企業に対し、十分な時間をかけ綿密な分析を行います。
- コントラリアンな運用を成功に導くのは、運用プロフェッショナルであるアナリスト個人の優れた投資アイディアであると考えていることから、運用プロセスはコンセンサスをとるのではなく、個人の考えを重視しています。
- 「ポリシー・グループ・ミーティング」を通じてアナリスト同士で意見を戦わせ、より洗練された投資アイディアのみがお客様のポートフォリオを構成するよう設計されています。

2. 銘柄選定プロセス

ファンダメンタル・長期・コントラリアンという3本柱のアプローチのもと、オービス社の考える長期的な企業価値（「本源的価値」）に対し株価が割安になっている銘柄を発掘するため、企業を深く丁寧に分析します。個人によるコントラリアンな投資判断を可能にするため、合議制はとりません。そして、厳選された銘柄のみがポートフォリオに組み込まれます。



*市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記運用プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。
*上記は投資対象ファンドの運用プロセスについて、オービス社のデータに基づき委託会社が作成したものです。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの分配方針

原則として、年1回の決算時(毎年11月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に収益分配を行います。
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わない場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

追加的記載事項

(ご留意事項)本項の記載内容は、本ファンドの投資対象ファンドの報酬体系を説明しています。本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。

「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系

本ファンドの信託報酬^{*}のうち、投資対象ファンドの運用の基本報酬はゼロかつてない成功報酬体系を採用し、お客様の利益の追及を目指します。

「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系とは

通常の成功報酬ファンドとの違い

<通常の成功報酬ファンドの運用報酬>

$$\text{運用報酬} = (1) \text{ 基本報酬} + (2) \text{ 成功報酬}$$

<本ファンドの投資対象ファンドの運用報酬>

$$\text{運用報酬} = (1) \text{ 成功報酬のみ(日次)}$$

ファンドのリターンがベンチマークを上回った場合はプラスの成功報酬をファンドからお支払いいただきますが、ベンチマークを下回った場合はマイナスの成功報酬をファンドへ払い戻します。

Case1

ベンチマーク(TOPIX(税引後配当込み))を上回った場合のみ成功報酬の支払いが発生

「プラスの成功報酬」

ベンチマークを上回った部分の38%がファンドから成功報酬として支払われ、フィー・リザーブにプールされます。

Case2

「払い戻しメカニズム」

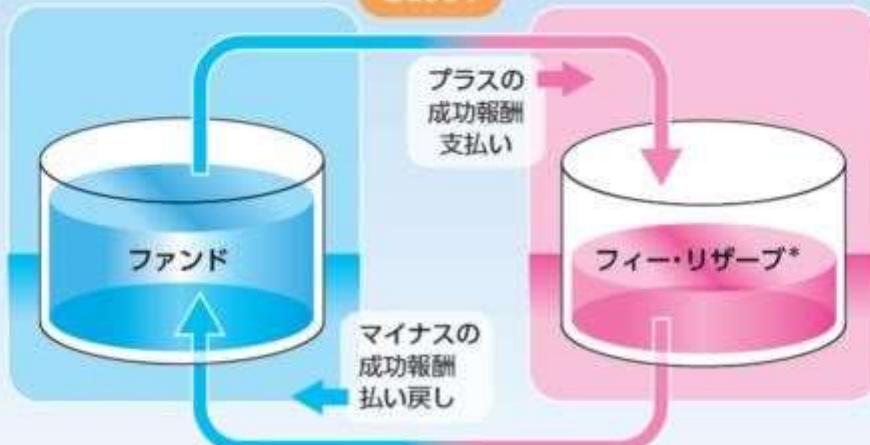
ベンチマーク(TOPIX(税引後配当込み))を下回った場合に成功報酬の払い戻しが発生

「マイナスの成功報酬」

ベンチマークを下回った部分の38%がフィー・リザーブからファンドに払い戻されます。

運用報酬体系のイメージ図

Case1



Case2

* フィー・リザーブは、ファンドのパフォーマンスがベンチマークを下回った場合に備え、ファンドがベンチマークを上回った場合に支払われる成功報酬をプールします。
オービス社の報酬は、このフィー・リザーブにプールされたプラスの成功報酬から支払われます。その額は、年率でフィー・リザーブの残高の3分の1に相当する額が支払われます。なお、フィー・リザーブの残高が0未満の場合は、オービス社への報酬の支払いは発生しません。

出所:オービス社のデータに基づき、委託会社が作成。

*本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。なお、上記は投資対象ファンドの運用報酬体系のイメージ図です。

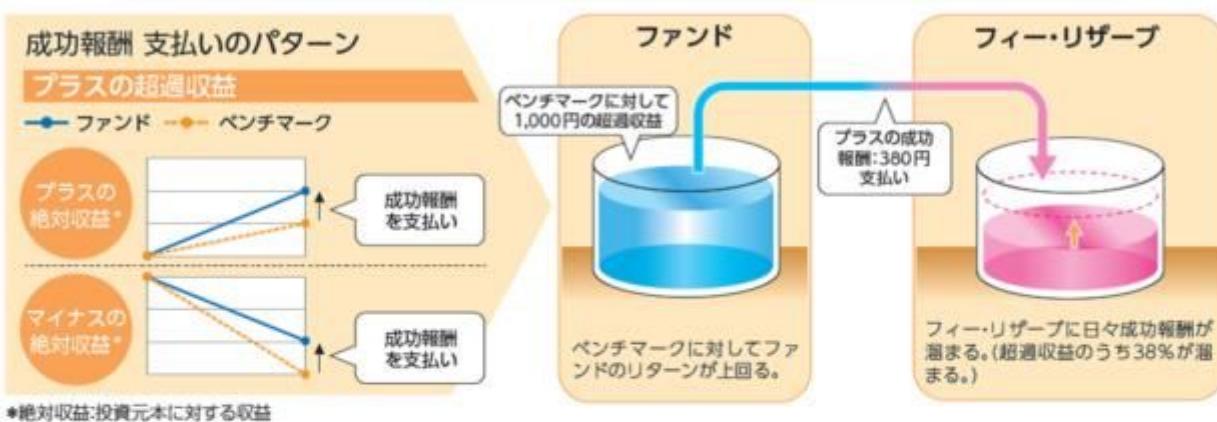
2つのケースを見てみましょう。

Case 1 成功報酬が支払われるケース

例) ベンチマークに対して 1,000円のプラスの超過収益だった場合

$$【計算式】1,000円 \times 38\% = 380円$$

ファンドからフィー・リザーブにプラスの成功報酬380円の支払い

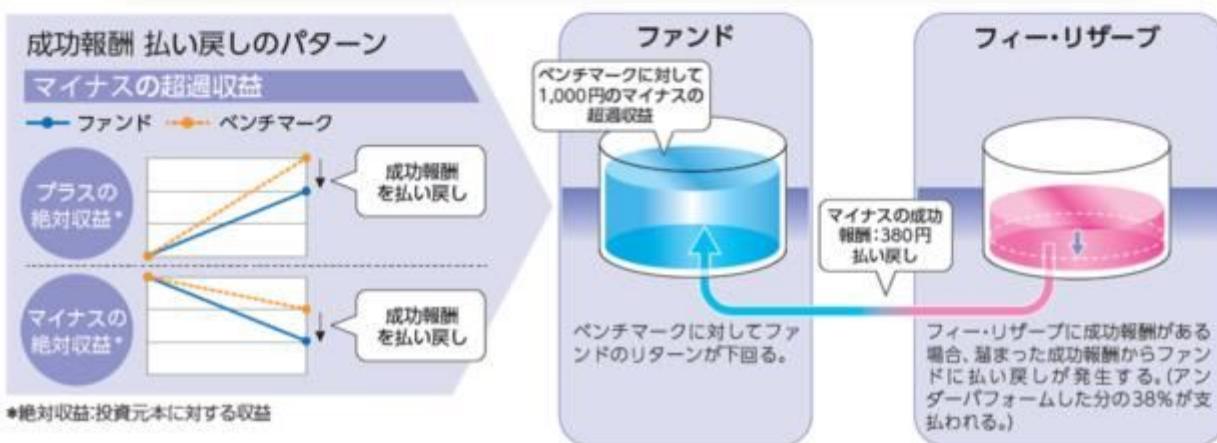


Case 2 成功報酬が払い戻しされるケース

例) ベンチマークに対して 1,000円のマイナスの超過収益だった場合

$$【計算式】1,000円 \times 38\% = 380円$$

フィー・リザーブからファンドにマイナスの成功報酬380円の払い戻し



信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

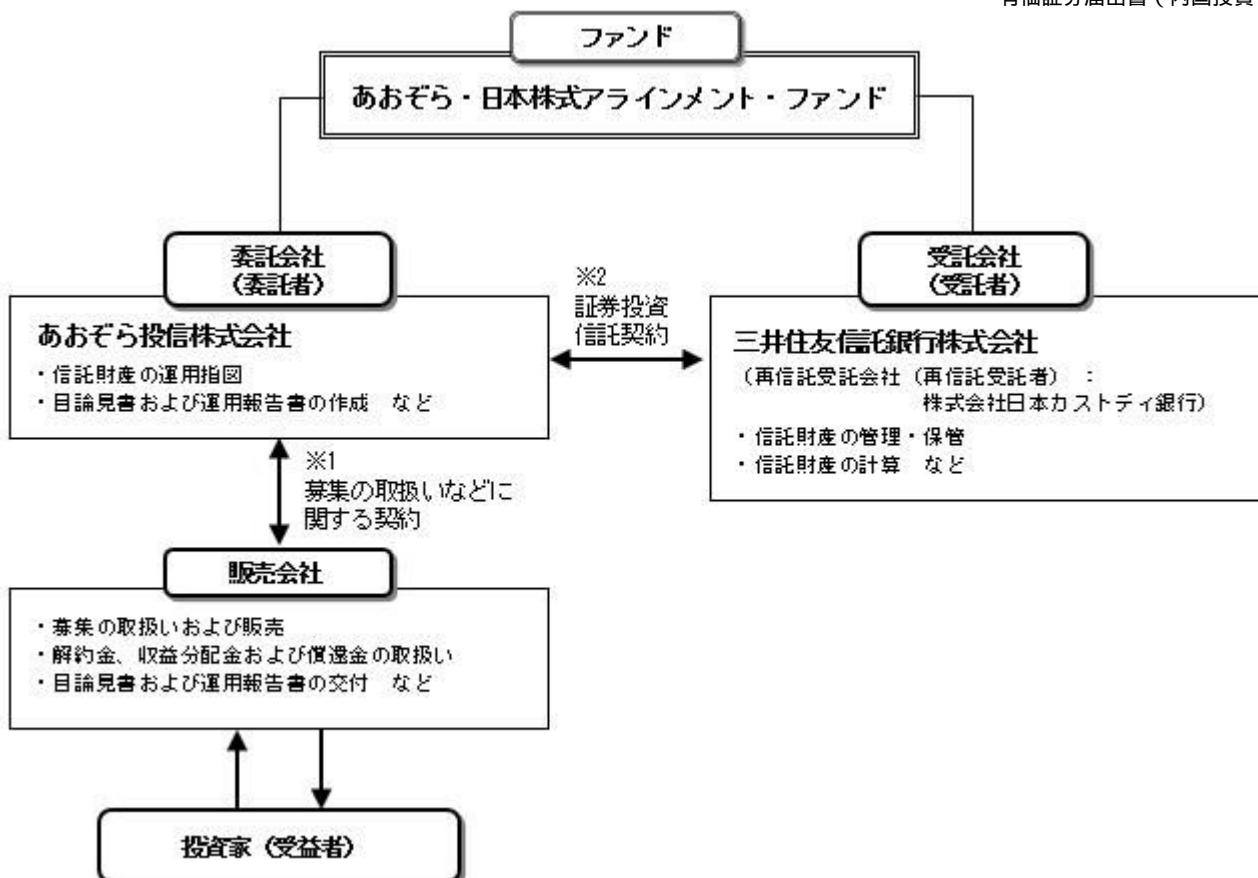
(2) 【ファンダムの沿革】

2024年11月15日

- ・ファンダムの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンダムの仕組み】

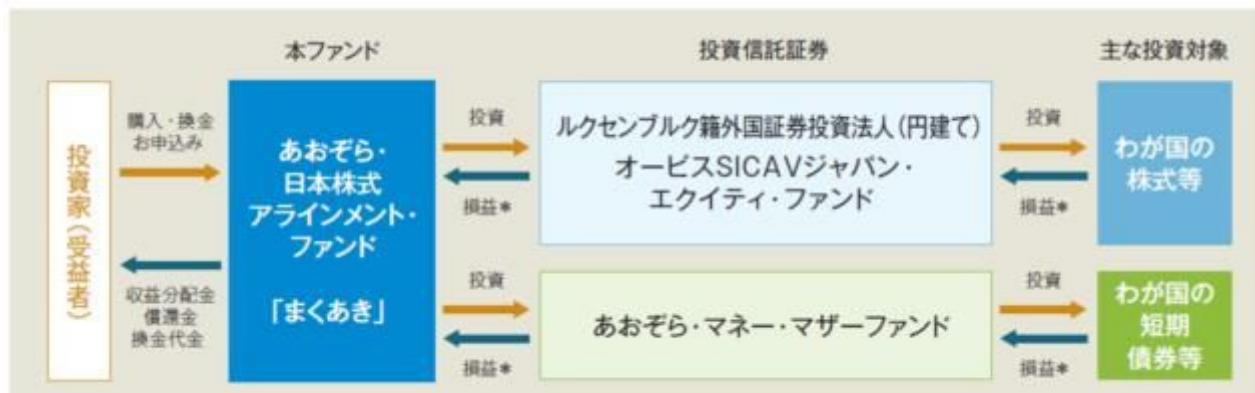
ファンダムの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下、「オービス社」といいます。）および委託会社が運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



上記は有価証券届出書提出日現在予定されている指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

委託会社の概況 (2024年7月末現在)

- 1) 資本金
4億5,000万円
- 2) 沿革

2014年 2月 4日	「あおぞら投信株式会社」設立
2014年 4月15日	投資運用業登録
2015年 7月 3日	第二種金融商品取引業登録
- 3) 大株主の状況

名称	住所 (所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)

株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	18,000	100
------------	------------------	--------	-----

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を通じ、主としてわが国の株式に投資します。

投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「別に定める投資信託証券」とは、以下のものをいいます。

- ・ルクセンブルク籍外国証券投資法人（円建て）
オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド
- ・親投資信託
あおぞら・マネー・マザーファンド

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債をいいます。）

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの

3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）の概要

有価証券届出書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。なお今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド>

ファンド形態	ルクセンブルク籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主としてわが国の株式に投資します。長期的観点に立った詳細なボトムアップリサーチに注力し、株価が本源的価値を大きく下回る銘柄への投資を一貫して行うことで、優れた長期リターンの実現を目指します。

主な投資制限	わが国の株式を主要投資対象とします。 1発行体が発行する証券への投資は、純資産総額の10%以下とします。 1企業の発行済株式数の10%を超える投資は行いません。 投資目的に適う範囲で、金融派生商品に投資することができます。ただし、金融派生商品を通じた実質的なエクスボージャーが純資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬：固定報酬はありません。成功報酬として、ベンチマーク（TOPIX [*] （税引後配当込み））に対する超過収益の38%のうち一定の条件を満たす額が、払い戻しメカニズム付準備基金を通じて支払われます。 その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 [*] TOPIXの指指数値およびTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。（以下同じ。）
投資顧問会社	オービス・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルク）・エス・エー
管理会社	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
決算日	毎年12月31日
課税関係に関する注意事項	当該ファンドはルクセンブルク籍外国証券投資法人であり、所得税法第176条第1項に規定する「証券投資信託」に該当せず、当該ファンドから投資した株式より生じる配当等の収益については、課税特例の対象外となるため、配当等に対し15.315%の所得税が課徴されます。

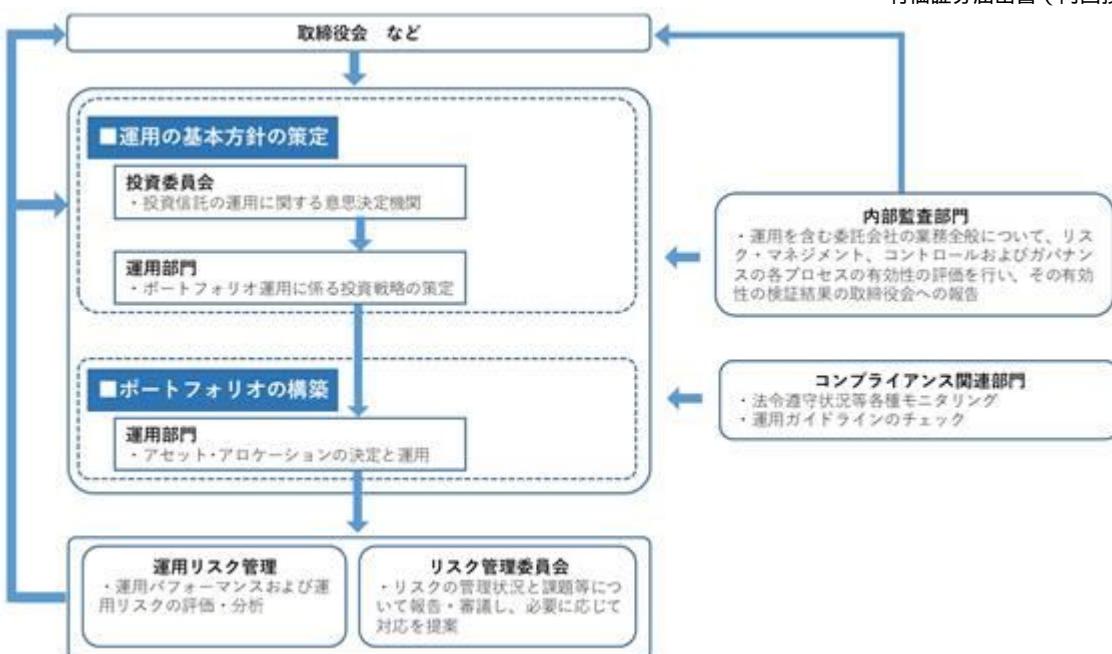
<あおぞら・マネー・マザーファンド>

ファンド形態	親投資信託
投資目的	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	本邦通貨表示の短期公社債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を使用したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
運用報酬等	ありません。
運用会社	あおぞら投信株式会社
決算日	毎年3月15日

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



1) 運用体制に関する社内規則

委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関する部署を規定しており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保、流動性リスクの管理等を主要目的として、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されております。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保、流動性リスク管理態勢について、適宜是正勧告等の監督を行います。

2) 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社は、リスク管理委員会を設置しております。代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されています。運用部門とは別の管理部門は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行っており、その結果をリスク管理委員会へ報告し、当該報告事項等は取締役会にてチェックを行います。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制等

1) 委託会社では、受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性・妥当性についての監査人による報告書を受託会社より受け取っております。

2) 投資対象ファンドの組入れまたは運用権限委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

上記体制は2024年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行われます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 5) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。
- 6) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーラルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーラルックスルーおよびデリバティブ等エクスポートジャーラルックスルーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 外国為替予約の運用指図
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 10) 一部解約の請求および有価証券売却等の指図
委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。
- 11) 再投資の指図
委託者は、10)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 12) 資金の借入れ
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。
- 法令による投資制限
- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。
 - 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク（基準価額の変動要因）およびその他の留意点

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

本ファンドは実質的に日本の株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。また、国内や海外の社会・政治・経済情勢等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

流動性リスク

本ファンドは実質的に一部、日本の中大型株式に投資を行う場合がありますので、流動性リスクを伴います。中大型株式は、一般に株式市場全体の平均に比べ市場規模や取引量が少ないため、経済状況

の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、本ファンドの基準価額が下落する場合があります。

デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、株式関連の派生商品（先物・スワップ等）に投資を行う場合があります。先物・スワップ等のデリバティブ取引は、現物資産への投資に代わり投資目的を効率的に達成するために用いられますが、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性があり、その目的を達成できる保証はありません。デリバティブの価格は、主として基礎となる原資産の価格に依存しこれらによつて変動しますが、基礎となる原資産の価格以上に変動することがあります。このため、デリバティブの価格の動きが本ファンドの基準価額の下落要因となり投資元本を割り込むことがあります。

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクを伴います。

< その他の留意点 >

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は本ファンドが負担することになります。

当初設定および償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。また、本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。これにより、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合や、一時的に購入・換金の受付を停止する場合があります。

本ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の事象等が発生した場合には、本ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンド・オブ・ファンズの基準価額には、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響が反映されます。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額には必ずしも投資対象市場の市場動向のみが直接に反映されるのではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果が反映されます。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が組入れる資産の評価時点の市場価格が間接的に反映されるため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは異なる場合があります。

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、本ファンドが投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなつたとき、またはやむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。投資家の本ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資対象とする外国証券投資法人においては、基本的に、申込当日の日本株式市場の終値に基づいて純資産価格が算出されますが、その後日本株式市場の評価が大きく変動した場合には、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行われる場合があります。その場合、本ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行われた純資産価格を用いて計算されますので、本ファンドの基準価額も影響を受けます。

投資対象ファンドの運用戦略に関する注意事項

- 個別銘柄について：本ファンドに関連する資料に記載した個別銘柄に関する情報は、オービス・ファンドの運用に関してオービス社が行った投資判断の理由を説明すること、また資料の作成日時点・又は資料中に記載された特定の基準日時点におけるオービス社の見解を示すために記載されています。特定の有価証券・金融商品の取引を推奨するものではなく、お客様に対する投資助言を提供するものではありません。また、オービス社の見解は、特定の時点における特定の状況を前提とするもので、その後制約なく変更、撤回する場合があります。
- 運用戦略の運用成績：運用戦略のグロス（運用報酬控除前）運用成績は、同一の運用戦略により運用される全てのポートフォリオの資産額を加重平均し、オービス社の合理的な推測により算出されています。運用戦略のネット（運用報酬控除後）運用成績は、グロス運用成績に対し、資料中に明記の特定の運用報酬スケール（シェアクラス毎に適用されるもの）を適用したもので、当該ファンドに実際に投資をした投資家が実際に経験する運用成績を示すものではありません。
- 本書および本ファンドに関連する資料に記載のオービス・ジャパン・エクイティ戦略への投資にあっては、非居住者に対する日本の所得税法等に基づく上場株式等の配当等への課税が、運用のパフォーマンスに影響します。

本書および本ファンドに関連する資料に記載の投資信託が投資対象とするファンドは、ルクセンブルク籍外国証券投資法人のオーピスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド（以下「ジャパン・ファンド」といいます）です。ジャパン・ファンドは、投資資産の運用として、日本の上場株式等の売買および保有を行います。

ジャパン・ファンドは、その保有する日本の上場株式等について配当等の支払いを受けることがあります。この際、日本の所得税法に従い、非居住者であるジャパン・ファンドが支払いを受ける日本の上場株式等の配当等について15.315%の税率で所得税（復興特別所得税含む、以下同じ）が源泉徴収されます。

この点は、日本の投資信託が、その直接に保有する日本の上場株式等について支払いを受ける配当等（通例、所得税法に従い非課税所得として扱われる）と異なります。

ジャパン・ファンドでは、所得税の源泉徴収がなされた後の配当等が純資産に受け入れられ、基準価額に反映されます。

したがって、配当等の満額を純資産に受け入れ、基準価額に反映する日本の投資信託と比較して、配当等に係る源泉所得税相当額の分だけ、運用パフォーマンスが劣後します。

[具体例]

投資銘柄：日本上場株式・配当利回り3%

- ・日本の投資信託が直接に投資した場合：配当の満額である3%（元本比）を收受して純資産に含める
- ・ジャパン・ファンドが投資した場合：3%（元本比）の配当についての源泉所得税（元本比約0.46%）が控除された後の約2.54%（元本比）を收受して純資産に含める

なお、ジャパン・ファンドが支払いを受ける配当等について源泉徴収がなされた所得税相当額については、その全部又は一部について、ジャパン・ファンドおよびジャパン・ファンドの投資家のいずれにおいても外国税額控除による還付を受けることができません。ジャパン・ファンドの投資家が日本の投資信託である場合、当該投資信託の投資家においても同様です。

ジャパン・ファンドに投資をする投資信託に対し、個人が特定口座又は一般口座において投資をする場合、取引の内容に応じて配当所得又は譲渡所得に対して所得税が課せられます。これらの所得税は、ジャパン・ファンドが支払いを受ける配当等への源泉徴収とは別個に課せられます。また、ジャパン・ファンドに投資をする投資信託を対象に、少額投資非課税制度（NISA）により投資をする場合など、当該投資信託への投資により生ずる所得が非課税とされる場合であっても、依然としてジャパン・ファンドが支払いを受ける配当等について所得税の源泉徴収が生じます。

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

（2）リスク管理体制

- ・委託会社では、管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されており、管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。
- ・委託会社では、運用部門において、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの評価およびモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、その結果は定期的に取締役会に報告されます。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、是正勧告等の監督を行います。

上記体制は2024年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

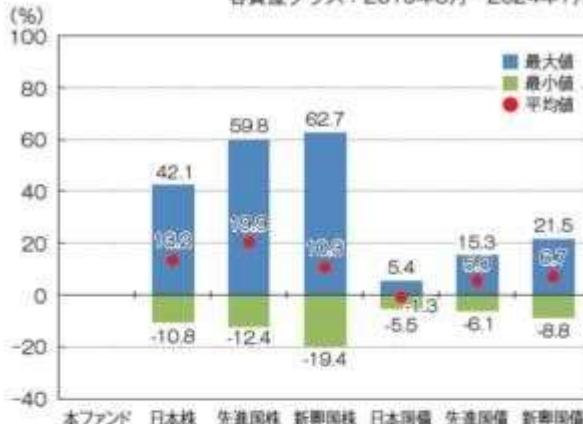
(参考情報)

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

各資産クラス：2019年8月～2024年7月



*本ファンドの運用は2024年11月15日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

*上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

*上記グラフは上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの運用は2024年11月15日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示することができません。

（代表的な各資産クラスの指標）

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

*騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

*「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、JPXが有しています。

*MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので、なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

*MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので、なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

*NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す指標です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

*FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、当指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

*JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることがあります。詳しくは、

販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、本ファンドの説明、募集・販売の取扱い等の対価として、購入時にお支払いいただきます。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.210%（税抜1.100%）以内の率を乗じた額（日々の純資産総額×信託報酬率）とします。

信託報酬の配分

信託報酬率（年率）およびその配分は、ファンドの純資産総額に応じて下表の通りとなります。

ファンドの 純資産総額に応じて	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	1.2100% (税抜1.100%)	0.5225% (税抜0.475%)	0.6600% (税抜0.600%)	0.0275% (税抜0.025%)
500億円超の部分	1.1000% (税抜1.000%)	0.4125% (税抜0.375%)		

役務の内容	
委託会社	ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価
受託会社	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価

上記の信託報酬に対する消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

また、本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分ならびにこれらを対価とする役務の内容については上記の通りとします。

投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬

オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬：ありません。 ・成功報酬 成功報酬（日次）=ベンチマーク（TOPIX（税引後配当込み））に対する超過収益 × ± 成功報酬38% * ± 成功報酬38%とは +（プラス）成功報酬38%：ベンチマークを上回った場合、その上回った部分の38%が成功報酬となります。 -（マイナス）成功報酬38%：ベンチマークを下回った場合、その下回った部分の38%が払い戻す成功報酬となります。
あおぞら・マネー・マザーファンド	ありません。

本ファンドの成功報酬は、ファンドが投資対象とする投資信託証券において、その運用実績が良好であった場合に発生し、良好でなかった場合は投資対象とする投資信託証券に払い戻す費用です。なお、成功報酬は、投資対象ファンドより支払われます。また、成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

成功報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 1 ファンドの性格 - ファンドの特色 - 追加的記載事項」をご参照ください。

したがって実質的な負担としては、ファンドの純資産総額に年率1.210%（税抜1.100%）以内の率を乗じた額に上記成功報酬を加えた額となります。上記は目安であり、指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。

1) 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、本ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行う本ファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、本ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

2) ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

指定投資信託証券において管理報酬等が別途加算されます。当該管理報酬等は、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。

有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、

受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の諸経費は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を表示することができます。

上記に定める諸経費のほか、次の1)から5)に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
なお、下記2)から5)までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- 1) この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- 3) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- 4) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 5) この信託に係る格付の取得に要する費用

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率により算出される金額または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.2%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

上記からまでのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- 1) 有価証券売買時の売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- 2) 指定投資信託の管理報酬等：指定投資信託に係る受託業務、管理事務代行業務、有価証券の保管費用、登録・名義書換事務代行業務、受益者サービス業務に要する費用
- 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンダードの監査に係る費用
- 4) 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用

ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示できません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンダードは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

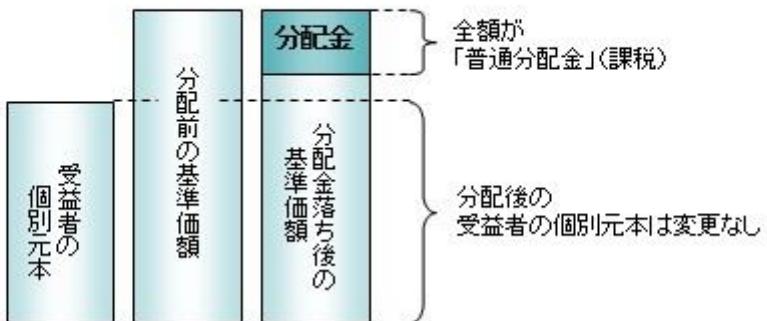
買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

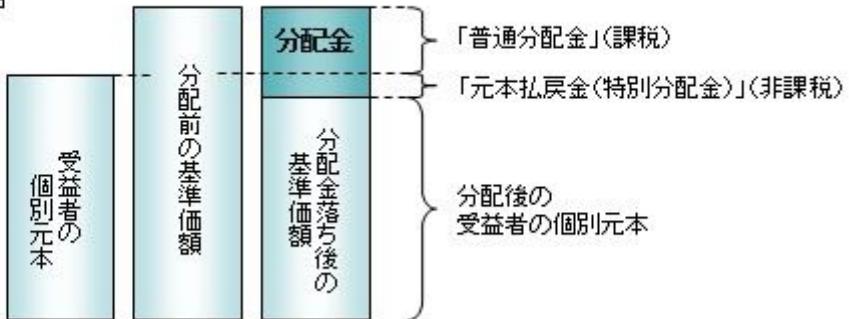
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
 - 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
 - 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（4）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

本ファンドの運用は2024年11月15日から開始する予定であり、本ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社で開示される予定です。

● 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

● 分配の推移

該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

該当事項はありません。

● 年間收益率の推移

該当事項はありません。

*本ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

第2【管理及び運営】

<委託会社の照会先>
あおぞら投信株式会社
ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>
電話番号 050-3199-6343 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付けを取消することができます。
 - ・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- (10) 本ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

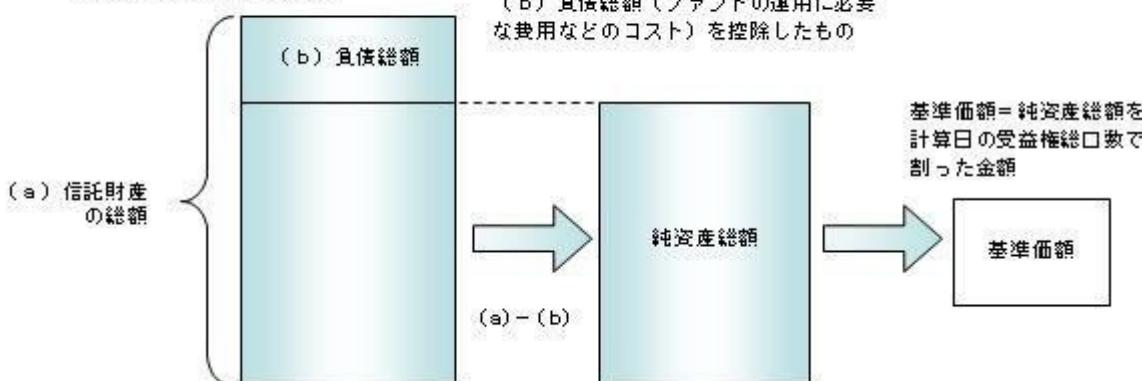
基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額=ファンドに組み入れられている有価証券などを全てを時価などにより評価したもの

純資産総額 = (a) 信託財産の総額から
(b) 負債総額（ファンドの運用に必要な費用などのコスト）を控除したもの



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
<主な資産の評価方法>
投資信託証券 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>
あおぞら投信株式会社
ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>
電話番号 050-3199-6343 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2024年11月15日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2024年11月15日から2025年11月20日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ) 受益権の総口数が10億口を下回ったとき
ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ) 投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったとき
ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
償還金について
・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行われます。

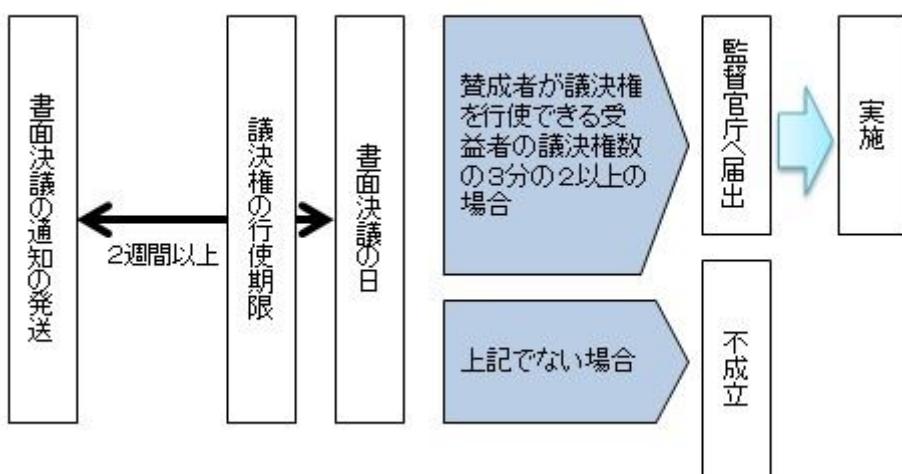
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの）を除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- 交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 他の受益者の氏名または名称および住所
- 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、2024年11月15日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務など

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2024年7月末現在)

資本金の額	:	4億5,000万円
発行する株式の総数	:	45,000株
発行済株式総数	:	18,000株
過去5年間における主な資本金の増減	:	該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2024年7月末現在)

会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに関係各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。商品企画部は、ファンドの商品企画・設計を行い、運用部は「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。

投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して適宜に調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して、定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2024年7月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	36	424,924,371,438
単位型株式投資信託	10	17,415,747,250
合計	46	442,340,118,688

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2023年3月31日現在)		当事業年度末 (2024年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部) 流動資産 現金・預金	2		688,645		1,341,600

前払費用			6,921		10,637
未収委託者報酬			1,092,830		1,706,098
未収入金			26,551		0
立替金			25,707		-
流動資産計			1,840,656		3,058,337
固定資産					
有形固定資産	1		10,675		19,486
建物		10,378		18,986	
器具備品		297		499	
無形固定資産			24,341		18,750
ソフトウェア		24,341		18,750	
投資その他の資産			20,684		36,148
繰延税金資産		20,684		36,148	
固定資産計			55,701		74,384
資産合計			1,896,358		3,132,721
(負債の部)					
流動負債					
未払金	2		799,628		1,243,093
未払手数料		559,580		876,900	
その他未払金	2	240,048		366,193	
未払費用			1,244		1,710
未払法人税等			21,227		66,693
未払消費税等			48,538		75,401
預り金			14,644		11,909
流動負債計			885,284		1,398,808
固定負債					
資産除去債務			12,431		22,763
固定負債計			12,431		22,763
負債合計			897,715		1,421,572
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			98,642		811,149
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		98,642		811,149	
純資産合計			998,642		1,711,149
負債・純資産合計			1,896,358		3,132,721

(2)【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年 3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		2,331,797	2,331,797	3,612,275	3,612,275
営業収益計					
営業費用					
支払手数料	2	1,184,011		1,844,928	
支払投資顧問料		17,361		14,032	
広告宣伝費		35,907		22,230	
調査費		22,137		41,978	
委託計算費		35,600		44,462	
営業雑経費		104,682		101,345	

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されています。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年 3月31日現在） (単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,092,830	1,092,830	-
(2) 未収入金	26,551	26,551	-
(3) 立替金	25,707	25,707	-
資産計	1,145,089	1,145,089	-
(1) 未払手数料	559,580	559,580	-
(2) その他未払金	240,048	240,048	-
負債計	799,628	799,628	-

当事業年度（2024年 3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	0	-
資産計	1,706,099	1,706,099	-
(1) 未払手数料	876,900	876,900	-
(2) その他未払金	366,193	366,193	-
負債計	1,243,093	1,243,093	-

(注1)「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年 3月31日現在） (単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,092,830	-
(2) 未収入金	26,551	-
(3) 立替金	25,707	-
合計	1,145,089	-

当事業年度(2024年3月31日現在) (単位:千円)

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	-
合計	1,706,099	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2024年3月31日現在)
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2024年3月31日現在)

区分	時価(単位:千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,706,098	-	1,706,098
未収入金	-	0	-	0
資産計	-	1,706,099	-	1,706,099
未払手数料	-	876,900	-	876,900
その他未払金	-	366,193	-	366,193
負債計	-	1,243,093	-	1,243,093

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬及び未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	(千円)	当事業年度
			(2024年3月31日現在)
繰延税金資産			
未払費用		381	523
未払賞与		18,111	21,007
資産除去債務		3,806	6,970
未払事業税		5,105	12,719
税務上の繰越欠損金(注2)		6,376	-
繰延税金資産小計		33,781	41,221
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)		6,376	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		3,806	-
評価性引当額小計(注1)		10,183	-
繰延税金資産合計		23,598	41,221
繰延税金負債			
資産除去債務に対応する除去費用		2,913	5,072
繰延税金負債合計		2,913	5,072
繰延税金資産(負債)の純額		20,684	36,148

(注) 1. 評価性引当額が10,183千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が課税所得に充当されたことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
営業収益	2,331,797	3,612,275
うち委託者報酬	2,331,797	3,612,275
公募投資信託から生じるもの	2,177,076	3,445,798
私募投資信託から生じるもの	154,720	166,476

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入出向者の受入事務代行 グループ通算制度	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	131,158	その他未払金	131,158
							出向者負担金	344,954	その他未払金	59,525
							代行手数料	334,380	未払手数料	162,166

当事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入出向者の受入事務代行 グループ通算制度機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	263,684	その他未払金	263,684
							出向者負担金	409,324	その他未払金	68,606
							賃借料	4,927	その他未払金	465
							代行手数料	552,935	未払手数料	277,387

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	71,549	未払手数料	6,242

当事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	79,416	未払手数料	7,725
-------------	-----------	---------	----	---------	----	------	-------	--------	-------	-------

(注) 1 . 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

2 . 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
1株当たり純資産額	55,480.15円	95,063.86円
1株当たり当期純利益金額	20,722.00円	39,583.71円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
当期純利益(千円)	372,995	712,506
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	372,995	712,506
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るために、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2024年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を18,000株(持株比率100.0%)保有しています。(2024年3月末現在)

第3【その他】

(1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。

(2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

らない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。
- (10) 目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

ご投資家の皆さんへ

あおぞら投信では、お客さまの大切な資産形成のお役に立ち、豊かな人生を過ごすための投資信託として、運用手法やスキームに特色をもち長期投資に資する投資信託を開発しました。

「まくあき」の正式名称は「あおぞら・日本株式アライメント・ファンド」です。アライメントは、連携・同盟・整列・調整等と訳されますが、この投資信託にご投資いただくお客さまと運用会社との“連携を重視し” “利害の一一致を追求する”という想いを込めて命名しました。

本投資信託の特色は、信託報酬*のうち、投資対象ファンドにおいて運用の基本報酬をいただかず、企業の本源的価値を徹底して分析し大幅に割安となっている銘柄群を中心に投資をし、運用成果としてベンチマークに対してプラスの超過収益を獲得した際にのみ報酬を受領し、ベンチマークに対してマイナスとなつた場合には報酬を払い戻しするという『払い戻しメカニズム』のある成功報酬体系です。運用会社が何を達成したかにフォーカスしており、お客さまと運用会社のベクトルを一致させ、運用の果実と共に享受していくたいと考えています。まさに、新たな日本の資産運用業の「まくあき」を目指し、お客さまと日本の未来への投資機会を提供する商品と考えております。

あおぞら投信

*本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。